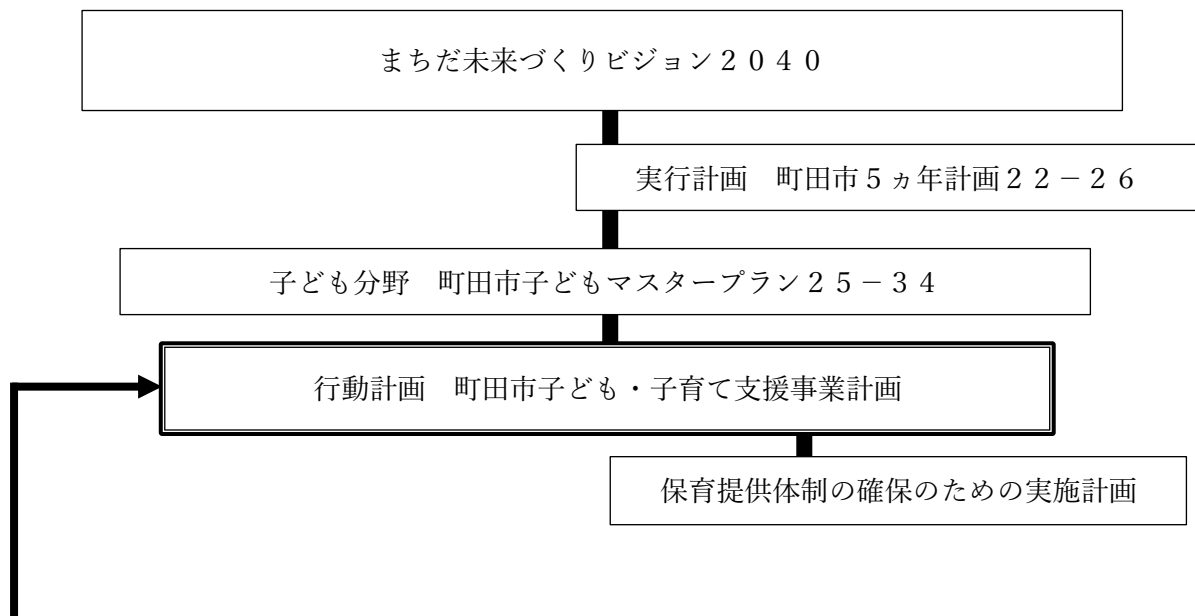


保育提供体制の確保のための実施計画における概要説明書

保育提供体制の確保のための実施計画（以下「実施計画」とします。）は、国に財政支援の補助率の増加を求めるために第3期町田市子ども・子育て支援事業計画に基づいて作成する計画です。

町田市子ども・子育て支援事業計画とは	子ども・子育て支援法第61条に基づいて、策定する保育ニーズと確保量の需給計画です。 町田市では2025年度に定め、2029年度までの計画です。 この計画では、「量の見込み」や「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を記載し、需給に応じた計画的な整備を実施します。
保育提供体制のための実施計画とは	待機児童対策、人口減少対策等自治体の抱える保育施策に関する課題を解決するための国からの財政支援（補助金の交付）を受けることを目的とした計画です。こども家庭庁が定める方針に基づき、地方版子ども・子育て会議の承認を得て、市が作成するものです。 採択されると国から補助率が通常1/2から2/3に嵩上げされます。

【実施計画の位置づけ】

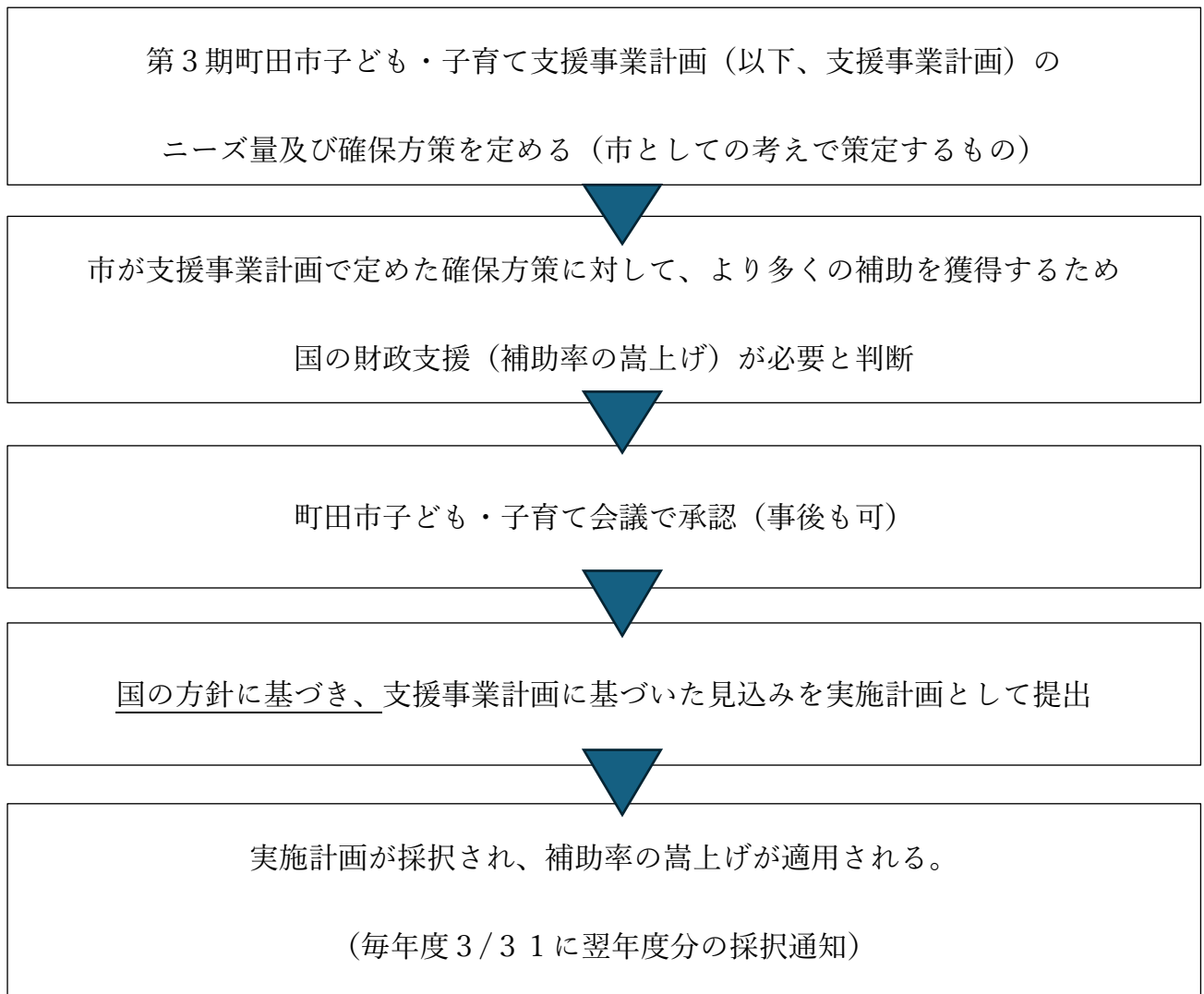


<実施計画の各年度の数値の考え方(実績/見込み)>

実施計画に記載している令和7年(2025年)4月1日及び令和8年(2026年)4月1日の数値は全て実績値です。

令和9年(2027年)以降の数値は第3期町田市子ども・子育て支援事業計画のニーズ量及び確保の内容に基づいています。

<実施計画策定から財政支援をうけるまでのフロー>



担当：子ども生活部 子育て推進課